



令和2年4月9日 立川市広報課
送付文書 計1枚

報道機関 各位

新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う 国民健康保険の保険料の引き下げと傷病手当金の支給

国民健康保険料については、令和2年3月の市議会において条例の一部改定を行い、引き上げを行ったところですが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、市内の景気経済や市民生活等への影響に鑑み、保険料と賦課限度額について、3月議会時点の改正前の内容に変更することとしました。

また、傷病手当金については、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、国民健康保険の被保険者である労働者本人が感染した場合や、感染が疑われる場合において、労務に服することができない所定の期間について給付するもので、条例改正を行い、迅速に対応できるようにするものです。

今回国民健康保険に関する議案について、4月9日の臨時議会において審議をお願いする予定でしたが臨時議会の開催が中止となりましたので、4月9日付で専決処分することとしました。

◆保険料率及び均等割額、賦課限度額

保険料 等		平成31年度	令和2年度	
			改正前	改正後
基礎賦課額 (医療給付費)分	所得割率	6.58/100	6.75/100	6.58/100
	均等割額	32,100円	33,000円	32,100円
	賦課限度額	610,000円	630,000円	610,000円
後期高齢者支援金 等賦課額 分	所得割率	2.24/100	2.34/100	2.24/100
	均等割額	11,700円	12,000円	11,700円
	賦課限度額	190,000円	190,000円	190,000円
介護納付金 賦課額 分	所得割率	1.69/100	1.70/100	1.69/100
	均等割額	14,500円	14,500円	14,500円
	賦課限度額	160,000円	170,000円	160,000円

【お問い合わせ】

立川市福祉保健部保険年金課

担当：森田 TEL042-528-4314